

**戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けて
～我が国の対ブラジル政策～**

**平成 29 年 6 月
在ブラジル大使館**

—目次—

I. 総論	3
1. 我が国の外交と対中南米関係	3
2. 我が国とブラジルとの関係	3
II. あらゆる分野におけるパートナーシップの更なる拡大と深化	4
1. 政治分野	4
(1) 政策対話の強化	4
(2) 国際場裡での協力	4
(3) 安保・防衛	4
(4) 司法・治安	4
2. 経済分野	5
(1) 貿易・投資	5
(2) 経済関係の法的枠組み	5
(3) インフラ協力	5
(4) 農業・食料協力	6
(5) 鉱物資源・エネルギー	6
(6) 知的財産権	6
(7) 観光	6
3. 科学技術分野	7
(1) 科学技術協力	7
(2) 宇宙利用	7
(3) 海洋協力	7
(4) 情報通信	7
4. 社会分野	7
(1) 開発協力	7
(2) 三角協力	8
(3) 環境協力	8
(4) 気候変動	8
(5) 保健協力	8
5. 教育・文化・スポーツ分野等	8
(1) 教育	8
(2) 文化交流	9
(3) 対外発信	9
(4) スポーツ	9
(5) 地方交流	9
6. 日系社会	10
7. 領事関係	10
8. 我が国の対ブラジル外交実施体制	10

I. 総論

1. 我が国の外交と対中南米関係

我が国は、平和主義憲法の下、民主主義制度と自由市場経済を基本として、国際社会と協調しつつ、発展を遂げてきている。特に、安倍政権発足以降、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和、安定及び繁栄に貢献する外交を、地球儀を俯瞰する形で積極的に展開している。

中南米諸国は、我が国にとって地理的には離れているが、移民を通じた人的な絆や互恵的な経済関係で結ばれた友好関係にあり、また、基本的な価値観を共有する国際社会における重要なパートナーでもある。

我が国は、2014年8月、安倍総理がサンパウロで表明した対中南米政策の3つの指導理念、即ち、①共に発展、②共に主導及び③共に啓発に基づき、中南米諸国との関係を強化する。

2. 我が国とブラジルとの関係

ブラジルは、南米大陸の約半分を占め、2億人を超す人口、豊富な天然資源、世界第9位の経済規模を有する大国であり、将来に向けて大きな潜在力を持つ国である。また、このような国力を背景に、国際的なフォーラムにおいても積極的な役割を果たしている。

ブラジルには、100年以上の歴史を持つ世界最大の日系社会（約190万人）が存在し、日本にも世界3位の規模のブラジル人コミュニティ（約18万人）が存在している。日本とブラジルは、このような人的な絆により強化された伝統的な友好関係を有している。また、日本は、半世紀以上に亘って農業、製鉄、造船、アルミ精錬、紙パルプ等の官民協力による大型プロジェクトを通じてブラジルの経済発展に貢献してきており、現在もブラジルの豊富な資源と大きな市場を背景に、進出日本企業拠点は700を越えるなど、互恵的な経済関係を深めている。さらに、ブラジルは、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的な価値を共有し、国際社会において大きな責任を持つ、我が国にとって重要なパートナーである。

これらを踏まえ、我が国としては、両国関係が持つ潜在的な可能性を大きく開花させていくため、2014年に両国首脳間で合意された「戦略的グローバル・パートナーシップ」をさらに強化していく方針である。

以下、各分野における具体的な取組について紹介する。

Ⅱ. あらゆる分野におけるパートナーシップの更なる拡大と深化

1. 政治分野

(1) 政策対話の強化

世界情勢が不透明性と不確実性を増す中において、基本的な価値観を共有する日伯両国が連携を強化していくことは、国際社会の平和と安定にとって有益である。今後とも国連等の国際フォーラムでの対話と協力を深めるとともに、首脳・閣僚・政府高官レベルでの政策対話を継続し強化していく。また、議員レベルの政治対話も促進していく。

(2) 国際場裡での協力

ブラジルは、環境・気候変動、軍縮・不拡散、人権、難民、平和構築等の国際社会が直面する諸課題において積極的な役割を果たしており、今後とも協力関係を強化する。また、日伯両国は、国連安全保障理事会が21世紀における国際社会の現実をよりよく反映したものとなるよう、常任議席及び非常任議席の双方の拡大を含む国連改革の早期実現に向けて、G4（日伯独印）の取組等を通じ協力しており、今後とも緊密に連携していく。

(3) 安保・防衛

我が国とブラジルは、地理的に離れているが、シーレーンの安全確保の重要性について共通の認識を有している。また、サイバーセキュリティや国際テロ等グローバルな課題への対応についても、両国の課題としての重要性を増している。

我が国は、ハイレベル交流、実務者交流等を通じたブラジルとの安全保障・防衛分野の交流・協力により、安全保障・防衛当局間の相互理解を深め、信頼醸成を図るとともに、より安定した国際安全保障環境の構築に寄与する。

(4) 司法・治安

我が国は、法の支配の徹底、社会正義の実現のために、ブラジルとの刑事司法分野の協力を継続して進展させる。今後とも受刑者移送条約の着実な運用、国連アジア極東犯罪防止研修所（府中）における研修、セミナー等を通じた日本の知見の共有、市民安全対策としての「交番」制度の普及等を通じ、ブラジルとの協力を進める。

2. 経済分野

(1) 貿易・投資

日本は世界第 3 位の経済規模を持ち、豊かな資金力と優れた技術力を有している一方、ブラジルは世界第 9 位の経済規模を持ち、豊富な資源と潜在力の大きい市場を有している。日本は、ブラジルにおいて、製鉄、造船、アルミ精錬、紙パルプ、自動車、エネルギーなどの分野において成果を残してきた。現在、進出日本企業拠点は 700 を越え、直接投資残高は約 2.8 兆円（2015 年時点）となっている。

我が国は、ブラジルが現在進めている財政健全化、産業競争力強化、インフラ整備といった政策を支持しており、これらによりビジネス環境の改善が図られ、日本との経済関係の強化に繋がることを期待している。

これらを踏まえ、我が国は、日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議、ブラジル日本商工会議所による AGIR（さらなる投資実現に向けた行動計画）活動、日本ブラジル経済合同委員会等の民間レベルの取組みを支援するとともに、政府間の貿易投資促進・産業協力合同委員会等の枠組みを通じて、ブラジルとの対話と交流を図り、両国間の経済関係の強化と貿易・投資の拡大を促進していく。

(2) 経済関係の法的枠組み

我が国は、自由貿易の旗手として、WTO を中心とする多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、これを補完するものとして世界の主要国・地域と経済連携協定（EPA）や二国間投資協定を積極的に交渉し締結している。ブラジルを含むメルコスールとの EPA 交渉の可能性については、メルコスール側の関心の高まりも踏まえ、「日・メルコスール経済関係緊密化のための対話」等を通じ、議論を深めていく。二国間投資協定や租税条約改正についても引き続き検討を進めていく。また、税関支援協定を早期に締結する。

(3) インフラ協力

ブラジルがインフラ分野の外国投資を歓迎していること、日本が「質の高いインフラ」投資を重視していることを踏まえ、2016年のテメル大統領訪日時に署名されたインフラ協力覚書に従い、交通、ロジスティックス、エネルギー及び情報通信技術（ICT）に関連するインフラ分野の協力について協議を促進する。

(4) 農業・食料協力

日本は、セラード農業開発協力事業をはじめ、これまで長年にわたりブラジルの農業開発に協力してきた。ブラジルは、農業生産力の拡大に伴い、世界の食料安全保障に貢献する一方、日本にとって重要かつ信頼できる食料供給国となっている。日本は、今後とも友好的な二国間関係の構築に向けて「日伯農業・食料対話」のメカニズム等を活用し、ビジネス環境の整備による日本企業の投資の活性化や穀物輸送インフラ網の整備等について、ブラジル政府及び民間部門と協議していく。また、食料の安定供給に資する分野においては、JICA を通じた技術協力も行っていく。

(5) 鉱物資源・エネルギー

ブラジルは豊富な鉱物資源・エネルギーを有している（埋蔵量：鉄鉱石世界3位、ボーキサイト世界3位、ニオブ世界1位、原油世界15位等）。日本は鉱物を中心に多くの資源をブラジルから輸入すると共に、ナショナルプロジェクトへ参画する等密接な関係を有している。今後も資源の安定供給を確保するとともに、再生可能エネルギー分野等を含め双方の強みを活かした協力プロジェクトを検討していく。

(6) 知的財産権

我が国は、知的財産権の保護を進めるため、ブラジル政府と緊密に協力する。ブラジルにおける模倣品・海賊版取締り体制を支援するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修を通じた人材育成に協力する。今後ともブラジルとの間で、知的財産の保護強化と模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、国際的に調和した知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に尽力する。

(7) 観光

日伯両国は共に魅力的な観光資源に恵まれており、今後双方向の観光を拡大していくことが期待される。我が国は、2020年に訪日外国旅行者数を年間4,000万人とする目標を掲げており、近年急速に訪日観光客が増加している。地理的に離れていることによる制約はあるものの、日本の多様な魅力等を分かりやすく発信することにより、ブラジル人観光客の増加を図る。（現状はブラジルから日本への旅行者数は年間4万人弱、日本からブラジルへの旅行者数は年間7～8万人程度にとどまっている。）

3. 科学技術分野

(1) 科学技術協力

我が国は、ブラジルとの間で科学技術協力協定に基づく合同委員会を通じて、海洋科学、宇宙、防災、バイオテクノロジー、農業研究、情報通信技術（ICT）、共同研究・研究者交流等について議論を深めてきた。今後ともこれらの分野を有望分野として、ブラジルとの科学技術協力を深化させていく。

(2) 宇宙利用

我が国は、宇宙利用分野の協力を重視しており、日本が保有する衛星データや先端的宇宙技術の活用、宇宙関連技術に精通した人材の育成について、ブラジルとの協力の可能性を検討する。

(3) 海洋協力

2013年に有人潜水調査船「しんかい6500」を活用した南大西洋ブラジル沖での日伯共同調査の成功を受け、今後も協力についての意見交換等を進めていく予定。

(4) 情報通信

情報通信分野については、2006年にブラジルにおいて初めて地上テレビ放送日本方式（ISDB-T）が採用されて以降、他の中南米諸国等に対する同方式の普及、並びにアナログ方式から地上デジタル方式への移行に伴う放送技術分野において、日伯両国間の協力が活発に行われている。今後とも、我が国はブラジルにおける様々な社会課題の解決に向けたICT活用に関する協力や情報通信基盤整備のための協力を積極的に進めていく。

4. 社会分野

(1) 開発協力

我が国は、長年に亘り、自助努力の支援と我が国の知見と経験の共有を通じて、ブラジルの経済・社会発展に資する協力を行ってきた。最近では、経済発展に伴って生じる都市問題と環境・防災対策を中心にJICAを通じて技術協力を行っている。また、ブラジル政府が推進する産業競争力の強化に資するよう、自動車部品、廃棄物処理、インフラ整備、医療、市民安全対策等における人材育成のための協力を推進する。

(2) 三角協力

日伯両国は、両国間の開発協力の経験を活かし、中南米諸国やアフリカ諸国の経済社会開発を協力して支援する「日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム」に基づく協力を実施してきており、今後とも両国の開発方針に合致する分野において三角協力を積極的に実施していく。

(3) 環境協力

ブラジルは世界の熱帯雨林の3分の1を擁し「地球の肺」とも言われ、アマゾン熱帯雨林やパンタナル湿原に代表される世界有数の生物多様性を有する自然環境大国である。我が国は、森林・生物多様性保全、生態系保存と持続可能な森林経営等に対する協力を今後とも行っていく。また、都市部では環境教育や廃棄物管理についての協力を通じ、ブラジルの環境保全に協力していく。

(4) 気候変動

日伯両国は、気候変動交渉の方向性等について各国の理解を深めるため、2003年から「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を毎年共同議長国として開催している。今後とも、気候変動に対する国際社会の取組を協力して先導していく。

(5) 保健協力

我が国は、ブラジル保健省との「医療・保険分野における協力覚書」に基づき、医療品・医療機器の規制関係、公的保険制度の知見と経験の共有、健康的なライフスタイル及び予防医療の促進など、相互に関心を有する分野において協力を促進していく。

5. 教育・文化・スポーツ分野等

(1) 教育

教育は「国造り」の基礎であり、将来の日伯関係も教育に依存するので、教育分野における両国間の協力の可能性を積極的に探求する。ブラジル公教育への日本語教育の導入を支援するとともに、ブラジル側のニーズを踏まえて人材育成に協力する。また、日伯両国の大学・研究機関間の共同研究や学術交流を支援するとともに、国費留学を含め、日伯双方の様々な奨学金制度等を活用しつつ、ブラジル人学生の日本留学、日本人学生のブラジル留学をそれぞれ促進

する。

(2) 文化交流

長い歴史が生み出した伝統文化と新たな文化の融合が持つ魅力を持ち、様々な外来文化を柔軟に摂取し独自の形態を生み出すことを強みとする我が国と、様々な人種と多様な文化の融合を通じて新たな文化を創出することを強みとするブラジルが交流を深めることには、大きな意義がある。

特に、ブラジルでは、各地の日系社会が実施する「日本祭り」等を通じ、日本の食文化や音楽（太鼓等）、武道などが根付いているほか、漫画・アニメ・ゲームなどの日本のポップカルチャーも若者を中心に人気が高い。今後とも、日伯両国が共に創造し、協力し合い、良きパートナーとして発展し続けていくための土壌を強化していく観点から、文化交流に積極的に取り組む。

(3) 対外発信

我が国の施策や魅力をブラジル国民に直接的に訴える手段として、パブリック・ディプロマシーが一層重要となる。特に、2017年4月にジャパン・ハウスの第一号としてオープンした「ジャパン・ハウス・サンパウロ」を核として、現代の日本の姿や多様な魅力を発信する。また、それに加え、在外公館を含めソーシャル・メディアを通じた積極的な情報発信を行い、デジタル時代に相応しい広報政策を実施していく。

(4) スポーツ

オリンピック・パラリンピックのリオデジャネイロから東京への継承（「リオから東京へ」というモメンタムを活用し、「スポーツ・フォー・トゥモロー」の枠組を活用しつつ、2016年10月に締結された「スポーツ協力に関する覚書」に基づき、スポーツ・体育教育分野における交流を積極的に進める。特に、我が国で生まれ、ブラジルに深く根付いている柔道について、両国民の紐帯の一つとして位置づけるとともに、その人間教育の側面に着目してブラジル公教育への導入を支援する。

(5) 地方交流

ブラジルの7州が我が国の12都道府県と、45市が日本の45市町村とそれぞれ姉妹都市提携を結んでおり、また、サンパウロの日系社会には、47都道府県別の県人会組織が存在する。このような事実を踏まえ、今後とも各地域の特色を活かした人的・文化的な交流が深まるよう、支援する。

6. 日系社会

ブラジルにおける約190万人の日系人社会と日本における約18万人の在日ブラジル人コミュニティーは、両国の友好を促進する「架け橋」としての役割を担っている。特に、長年に亘って日系人がブラジルで築いてきた信用と実績は、ブラジル人の日本に対する信頼の基礎となっている。

我が国は、日系社会の世代を跨いだ発展を支援するとともに、若い世代の参画、人的交流の拡大、「日本祭り」等の発展、日本語・日本研究の普及、経済関係の強化、地方交流の促進等の分野において、日系社会との連携を強化する。特に、2018年は、日本人ブラジル移住110周年を迎えることを踏まえ、国民レベルの交流をさらに拡大する。

また、在日ブラジル人は、日本の経済活動に貢献するとともに、日伯両国の人的な交流に重要な役割を果たしている。ブラジルへの帰国者を含め、彼らが直面する教育や就労に伴う課題を適切に支援し、地域社会との共生を実現していく。

7. 領事関係

日伯両国間の国民の移動に伴う諸問題については、定期的な領事当局間協議を通じて協議する。また、日本は、ブラジル全土の8か所（ブラジリア、サンパウロ、リオデジャネイロ、マナウス、クリチバ、レシフェ、ベレン、ポルトアレグレ）に領事窓口を常設し、日伯両国民に領事サービスを提供している。

8. 我が国の対ブラジル外交実施体制

我が国は、ブラジリアに大使館を置くほか、サンパウロ、リオデジャネイロ、クリチバ、マナウスに総領事館を、ベレン、レシフェ（2018年1月より総領事館に格上げ）、ポルトアレグレに領事事務所を配置し、積極的に外交活動を行っている。

また、ブラジルに拠点を持つ政府関係機関であるJICA（ブラジリア及びサンパウロ）、JETRO（サンパウロ）、JBIC（リオデジャネイロ）、国際交流基金（サンパウロ）等と緊密に連携しつつ、ブラジルとの経済、開発、文化、教育等の分野での関係強化を図っていく。

（了）